

## 国際公法の試験答案作成法

国際公法では、**国家が行った行為に対する国際法上の適法性を問う問題**が多い。①その国家が問題となる条約の締約国であれば、その条約の適用条文を解釈し、条約違反かどうかを認定すれば良い。②しかし、その国家が問題となる条約の非締約国である場合は、条約を適用することはできないため、その条約の適用条文の内容が慣習法となっているかを認定するという作業を挟み、その上で慣習法を解釈して慣習法違反かどうかを認定する必要がある。③さらにそもそも問題となる条約が存在しない場合は、国家が行った行為を禁止する慣習法が存在し、慣習法違反かどうかを認定する必要がある。実際にどのように行うのかを、例題を通じて説明していく。

### 例題

A国はB国政府がA国の友好国であるC国の反政府ゲリラに対して武器弾薬等を援助しているとして、B国政府の転覆を狙ってB国反政府組織に対する武器供与、訓練供与、資金供与を開始した。A国の行為の国際法上の適法性を論じなさい。なお、A国が国際連合の加盟国である場合と、加盟国ではない場合を分けて論じなさい。(A国の行為が自衛権の行使又は対抗措置として正当化できるかどうかは論じなくてよい。)

## 第1 武力不行使原則違反について

### 1、A国が国連加盟国である場合

本件では、A国がB国政府の反政府組織に対して武器供与、資金供与した行為の適法性を論じることになる。そこで問題となる条約としては国連憲章2条4項が存在する。2条4項は「武力不行使原則」を定めており、A国が国連加盟国である場合は国連憲章の締約国であるから、上記行為が国連憲章2条4項違反かどうかを検討することになる。

2条4項は「武力による威嚇又は武力の行使」を禁止しているものであるが、どのようなものが「武力による威嚇又は武力の行使」に該当するのかは条文のみではわからない。そこで、条文を解釈することになるが、七法の場合には条文の趣旨から解釈を導くことが多い。国際法でも条約の起草過程等から導くことはあるが、判例の存在や国連総会決議等から解釈を導くことの方が圧倒的に多い。つまり「**〇〇事件判例では～と判示している。**」ことを解釈の理由として答案で述べることになるのである。ここは国際法の答案を初めて書く人が感じる最大の違和感であろう。しかし、実際に国際法の判例でも他の判例や総会決議の存在から条約の解釈を導くことが多いため、決して誤っている

作法ではないのである。現に採点実感でも判例の引用を法解釈において要求している（採点実感22年～28年）。

それでは、2条4項を解釈していこう。2条4項の解釈としては ICJ ニカラグア事件本案判決（判例百選106事件）が存在する。そして ICJ ニカラグア事件判決では、友好関係原則宣言という国連総会決議が「他国における内戦行為を援助する行為」を慎む義務を課していることから、反政府組織への武器や兵站の提供等の形式支援は「武力による威嚇、行使」に該当し、一方で単なる資金援助は「武力による威嚇、行使」に該当しないと判示している。よって武器の供与、訓練の供与等の形式的軍事支援は2条4項「武力による威嚇又は武力の行使」にあたる解釈することになる。以上が国際公法における規範の解釈の作法となるが、このように主要判例を正確に理解し、引用できることが極めて重要なのである。

最後にあてはめであるが、規範の解釈を踏まえると、本件では A 国の B 国政府の反政府組織に対する武器供与、訓練供与は形式的軍事支援として2条4項「武力による威嚇又は武力の行使」に該当するが、資金供与は該当しないことになる。よって結論として A 国の武器供与、訓練供与のみ2条4項武力不行使原則違反を認定できることになる。

答案作成の流れに沿って解説してきたが、「①規範の特定、②その内容（要件効果）の説明、③当該案件への規範の適用」という三段論法（田中豊『法律文書作成の基本』30頁以下（2011年、日本評論社））に則って試験答案を作成することは国際公法も七法と同じことはわかるだろう。しかし、今回は②の規範解釈の部分において主要判例を引用するという特殊性があったように、①、②、③それぞれの部分で国際公法の特异性が存在するのである。①、③の部分の特异性は以下で具体的に説明していく。

## 2、A 国が国連加盟国ではない場合

A 国が国連加盟国でない場合は、国連憲章の締約国ではないため国連憲章2条4項を適用することができない。そこで2条4項の「武力不行使原則」が慣習法として認められるかを検討しなければならない。慣習法であれば条約の非締約国も拘束されるからである。慣習法の認定は先の三段論法で言うと、①規範の特定の問題である。慣習法の認定が必要となる場合には、この部分において国際公法は七法と異なる特异性が存在するのである。

慣習法の認定は①諸国家の一般的な慣行が存在すること（客観的要件）、②その慣行が全ての国によって遵守、履行されなければならないという法的確信の存在（主観的要件）の二要件が必要だと言われている（ICJ 北海大陸棚事件判決『判例百選1事件』）。

しかし、特定の規範の慣習法の存在を認定した判例が存在する場合はいちいち二要件を答案で細かく認定する必要は全くない。武力不行使原則については、先に述べた ICJ ニカラグア事件判決が武力不行使原則は友好関係宣言等に対する諸国の態度から慣習法になったと認定している。そこで、答案では ICJ ニカラグア事件判決を引用して武力不行使原則が慣習法になっていることを述べるだけで良い（答案例：「ICJ ニカラグア事件判決は友好関係宣言等に対する諸国の態度から、武力不行使原則が一般的慣行及び法的確信の存在を認定している。よって、武力不行使原則は慣習法であると言え、国連非加盟国も武力不行使原則に拘束される。」）ここでも **主要判例を正確に理解し、引用できることが重要なのである。**

A 国が国連非加盟国であっても 2 条 4 項「武力不行使原則」が慣習法であり拘束されることを論じれば、後は先に述べたのと同様である。

## 第 2 不干涉原則違反について

不干涉原則は一国の国内管轄事項に他国が干渉してはならないという原則のことを言う。不干涉原則を明示した条約は存在しないため、不干涉原則も慣習法であることを初めに認定する必要があると思われる。しかし、不干涉原則は 18 世紀に主張され、19 世紀に定着したものであり、現代国際法においては自明の原則と言えるものなのである。よって、不干涉原則はわざわざ慣習法になっていることを認定しなくてもよく、そのまま不干涉原則かどうか問題提起し、同原則違反かどうか検討していくことになる。

不干涉原則違反かどうかは①国内管轄事項に対する介入か、②介入が「強制の手段」によるものか（ICJ ニカラグア事件判決参照）。の二要件によって判断する。これも確立したものであるため理由等はいらない。ただし、不干涉原則違反を検討する際は二要件をしっかりと挙げて、具体的に当てはめていく必要がある（25 年採点実感）。

本件で A 国は B 国の転覆を狙って B 国反政府組織に対する武器供与、訓練供与、資金供与を行なっているが、一国の政治体制の決定は各国家の自由な規律に委ねられているものであり、他国の政治体制への関与は①国内管轄事項への介入と言える。また、直接的に武力行使する場合ではなくても、他国政府転覆を狙い、反政府組織に対して武装蜂起ための援助をすることは強制的手段を用いるものであると言え、②「強制の手段」と評価することができる。ICJ ニカラグア事件判決も「一国が他国への強制的意図を持って、その他国政府を転覆させる目的を持つ武装集団を支援し、援助するときは、その支援国の政治的目標がそこまで及んでいるか否かを問わず、それは他国の国内問題への干渉に相当する」と述べている。**答案を書く際は、説得的に論じるために当てはめにおいても、先例となる主要判例が存在する場合は引用をする必要がある（各年出題趣旨及**

び採点実感参照)。これは先の三段論法でいうと③当該案件への規範の適用の問題であるが、この部分においても主要判例の引用の必要性という七法と異なる特殊性が存在する。

### 第3 まとめ

国際公法も七法と同じく「①規範の特定、②その内容（要件効果）の説明、③当該案件への規範の適用」という三段論法（田中豊『法律文書作成の基本』30頁以下（2011年、日本評論社））に則って試験答案を書くことになるが、①、②、③それぞれの部分で主要判例が存在する場合には、引用しなければならないという国際公法の特長がある。そのため、国際公法は主要判例の正確な理解が七法と比べても重要である。ただし引用する主要判例は国際公法の司法試験では極めて限定されているため（今回多く引用したICJ ニカラグア事件判決はまさにその一つ）、メリハリのつけた学習が必要をすれば比較的短期間で主要判例を抑えることはできる。